

今年のテーマは、

それぞれの「居場所」を求めて

だれもが、なにかしらの「生きづらさ」を抱えています。

「これが普通」、「そんなのあたりまえ」の世界には見えない、それぞれの人がかかえる「生きづらさ」について知ってみたいと思いませんか。

「自分の考えとは違う」こともたくさんあり、理解・共感にたどりつかないこともあるかと思いますが、まずは、「そうなんだ」「そういう気持ちだったのね」と思いを受けとめることからはじめてたいと思います。

みなさまのご参加お待ちしております。申込は裏面をご利用いただくか、電話、メール、鳥取市の電子申請サービスもご利用いただけます。

日時	演題(仮)	講師
7月13日(水)	小さな子どものように扱わないで	<small>はやみももね</small> 速水萌々音さん (ティックトッカー)
7月19日(火)	部落問題と「出会う」 -マイノリティ当事者がみる世界から-	<small>さわいみひろ</small> 澤井未緩さん (高校・大学非常勤講師)
8月12日(金)	ヤングケアラー当事者の人生から考える 支援の方法	<small>かわはらこうすけ</small> 川原滉介さん (ヤングケアラー協会)
9月9日(金)	難民支援について考える	(難民支援協会)
9月28日(水)	犯罪被害にあうということ	<small>ふじもとまもる</small> 藤本護さん (犯罪被害補償を求める会)
10月12日(水)	世界のひきこもり	<small>ぼそと いけい だ</small> ぼそと池井多さん (GHO 世界ひきこもり機構管理人)

※時間は13:30~16:00、会場はさざんか会館です。

※延期や中止など急遽変更になる場合は、鳥取市及びセンターホームページでお知らせします。

※感染症対策へのご協力をお願いします。

※急遽オンラインでの開催になる可能性もあります。

対 象：人権について関心のある市内在住の人、または鳥取市に通勤、通学している人

受講料：無料(すべての講義の受講も、選択式の受講も可能)

その他：手話通訳・要約筆記をご希望の方は**要事前申込**(講演会には両方つきます)

人権とっとり講座講演会

8月27日(土)13:30~15:30 とりぎん文化会館第1会議室

「困難にともに向き合うこと」森川すいめいさん(精神科医・TENOHASI 理事)

こんなことを学びたいと思います。

1	「できないときめつけないでほしい」。軽度知的障がいの当事者として、「TikTok」で発信を続ける速水さんの将来の夢は、自分が理解されにくかった経験を活かし知的障がいや発達障がいの子どもたちを支援するカウンセラーとして働くことです。「私しかもっていない力で子どもたちの背中を押したい」と言われる速水さんのお話にしっかり耳を傾けてみませんか。
2	「部落差別なんてもうない」。「あるもの」を「ない」とされてきた社会で、出自を隠し、晒され、打ち明けることを繰り返しながら、その問題の当事者として生きるとはどういうことなのか。差別を語るということは、一番傷つきやすい自分の柔らかい部分を他人に差し出すこと。「そんなことができてすごいですね」ではなく、「そんな差別許せませんね」と、ともに闘える人が増えることを願って、お話していただきます。
3	学業や仕事のかたわら、障がいや病気のある家族のケアをしている子どもや若者のことを指す「ヤングケアラー」。その「入口」はある日急に現れ、予測することは不可能。そして「出口」を見つけることは困難です。すべてのヤングケアラーが自分らしく生きられる社会とは。元ヤングケアラー当事者の方にお話しいただきます。
4	難民とは、紛争や人権侵害から住み慣れた故郷を追われ、逃れざるを得ない人びとのこと。難民となる前は、私たちと同じように家や仕事があり、大切な人との日常がありました。逃れた先での生活は、失った「当たり前」を取り戻すことからはじまります。日本に暮らす難民となった人びとについて、まずは現状を学ぶことから始めましょう。
5	犯罪被害に遭い、妻を喪い、自身は重傷を負った。損害賠償を求めて提訴して加害者に支払いが命じられたが、賠償金は全く支払われず、時効を迎えた。いま、犯罪被害者や遺族が起こした民事訴訟で、加害者側が賠償金や示談金を支払わないというケースが相次いでいる。この問題に対して、当事者の立場から活動を行っている藤本さんに、犯罪被害に遭うとはどういうことなのか、お話していただきます。
6	今や世界共通語となった「ひきこもり」。しかし、そのありようは多様である。ひきこもりから脱しようと必死である当事者もいれば、ひきこもりであることを受け入れている当事者もいる。彼らはなぜひきこもるのか？ステレオタイプに語られがちな「ひきこもり」について、当事者の視線からお話しいただきます。

申込先・問い合わせ先

鳥取市人権局人権推進課

Tel 0857-30-8071 Fax 0857-20-3945 eメール jinken@city.tottori.lg.jp

(公財) 鳥取市人権情報センター

Tel 0857-24-3125 Fax 0857-24-3444 eメール info@tottori-jinken-johocenter.or.jp

7/13	7/19	8/12	9/9	9/28	10/12	講演会 8/27

※参加を希望される日程に○をつけてお申し込みください。

名前 _____

所属(あれば) _____

連絡先 _____

※延期などの事態が発生した場合に連絡が取れるメールアドレスなどの記載をお願いします。